

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

魅力ある全村森林公園づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、宮崎県東臼杵郡諸塚村

3. 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡諸塚村の全域

4. 地域再生計画の目標

諸塚村は、宮崎県の北部に位置し、諸塚山を中心とする標高1,000m級の山岳に囲まれた95%が山林で、耕地はわずか1%という典型的な山村であり、その中に2,100人の村民が山の中腹に点在する85の集落で生活している。自然味豊かな緑の村で、木材、椎茸、茶、牛を村の四大産業として生計を立ててきた。

しかし、近年では木材、林産物の市況は厳しい状況となり、高齢化・過疎化も進行（65歳以上の高齢者が33.9%を占めるとともに、過去5年間の人口が13%減少）し、林業の担い手不足による森林の適正な維持管理、集落の維持が大きな課題となりつつある。

現在、村としても何らかの打開策をと、人づくりから地域づくり、産業振興と諸々の施策に取り組んでいるところだが、その中心となっているのは、全国的にも例がないことから「諸塚方式」といわれる自治公民館組織であり、行政、関係機関と一体となって相互互助を基本として村内の自治を支えるこの組織の時代に応じた再生と充実を図っていく。

村民の生計の柱となる地場産業の振興と製品の販路拡大については、作ったものに付加価値を付けて売ることを前提に推進していく。その基盤として、森林整備、茶工場・畜産センターの運営、特産品販売に従事する財団法人ウッドピア諸塚の育成、自立を進めるとともに、平成8年から取り組んでいる施工主と産地が交流をしながら進めている産直住宅への取り組みを拡大していく。

また、厳しい時代の流れのなかで、今後も森林とともにあるために、適切な森林管理を続け、森を守る社会的責任を果たすため、森林認証を行う認証機関であるFSC（森林管理協議会 Forest Stewardship Council）へ申請を行い、村全体のグループ認証を取得した。

森林認証制度の取得により、先人達が築いてきた歴史ある村の森づくりが、世界標準で評価されたことで、村全体が自信を持ち、今後の森林管理や林業経営の指針を持つことが期待される。また、認証された森林から生産された認証材という付加価値により、販路拡大に取り組み、持続可能な森林経営・管理に対して経済的な支援につなげていく。

さらに、都市部との交流事業を推進するため、単なる人の交流に留まらず森林の必

要性・重要性を都市部の方々に伝えていき、これを自治公民館単位で計画・運営し、ひとつの産業となるよう模索していく。

上記の取り組みを行う上で、地域の重要なインフラであり住民の最大の希望である道路及び農林道の効率的な整備により、林業の振興と地域の道路ネットワークの構築を図るとともに、森の恵みを永続的に活用した交流産業を振興し、地区内外の人々に魅力ある森林公園的地域づくりを行うこととする。

(目標 1) 林業の振興 (出材量の 11% 増加)

(目標 2) 産直住宅建築棟数の増加 (15 棟→30 棟)

(目標 3) 交流人口の増加 (64 千人→80 千人)

(目標 4) 道路整備による危険箇所の解消 (現危険箇所 4 箇所の解消)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

自治公民館は、農林業経営の安定、生産技術の向上に大きな役割を果たし、また、道路網の整備において、道路計画の策定、道路の開設、道路の維持管理などに主体的に取り組んできた。しかし、世帯数の大幅な減少と核家族化等による高齢者のみの世帯や単身者の割合が大幅に伸びていることから、活動内容の多様化、活動費の負担増、地域間格差の拡大が問題となっている。このため、公民館・集落の統合も含めた活動内容の見直しを行うと同時に、地域の介護支援、高齢者の交通手段の確保等、福祉分野における新たな事業の展開を検討する。

また、過疎化の進行と林業労働力の高齢化が進む中、森林の適正な管理を行っていくため、森林・農作業の請負、茶工場・畜産センターの運営、特産品販売を行っている財団法人「ウッドピア諸塚」の育成と自立に取り組み地場産業の振興を図る。

さらに、諸塚村産直住宅についても、県内外の家主、設計士、山林保有者、建築士が立ち木の段階から関与しつつ、取得した F S C 森林認証による認証材としての付加価値を加えることにより、建築棟数の増加につなげる。

交流事業として、空家を改修した交流拠点施設を利用して、公民館主導型の農作業体験交流や地域に残る伝統行事を活かした郷土芸能体験交流を促進する。また、スポーツやレクリエーション施設を活用したスポーツ観光による交流、学校の体験教育による交流を更に促進する。

上記の事業を進めていく上で最も重要である道路網の整備については、県道諸塚高千穂線と緑資源幹線林道宇目・須木線を結び森林基幹道として認定されている「林道真弓岳線」及び県道諸塚高千穂線からの路網ネットワークが期待される「林道日向線」の開設を行い、木材搬出や保育経費の軽減及び林業従事者の施業環境（労働軽減）の改善を図る。県道諸塚高千穂線と与狩内地区を結び森林管理道として認定されている「林道与狩内線」、国道 503 号線と猿渡地区を結び森林管理道として認定されている「林道川内線」、国道 503 号線と小原井地区を結び森林基幹道として認定されている「林道小原井財木線」の改築及び舗装、村道松の平水源地線と林道川内奥村線を結ぶ、「林諸塚山西スカイライン線」の開設により、重要な生活幹線道でもある林内路網を充実させ、木材搬出等の経費軽減を図るとともに、林業就労者の定住促進と生活

環境の改善、都市と山村の交流促進を図る。また、緑資源幹線林道宇目・須木線と荒谷・南川地区を結び森林基幹道として認定されている「林道和田越・南川線」の舗装工事を行い、連絡する林道・作業道への乗り入れを容易にし、林業に対する利用効果を促進するとともに集落間の往来が容易となることによる地域の活性化を図る。

上記の林道については、地域森林計画に開設又は拡張すべき林道として記載されている。

また、2級村道として認定され地域の生活幹線道及び通学路である「村道大白尾宮の元線」の拡幅工事を行うことにより、木材の物流効率化及び通学児童の安全確保、村中心部へのアクセス改善を図り、国道、県道、村道、農林道による効率的な道路ネットワークを構築することとする。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・村道(諸塚村) 諸塚村
- ・林道(諸塚村) 宮崎県、諸塚村

[事業期間]

- ・村道(平成17~21年度)、林道(平成17~21年度)

[整備量及び事業費]

- ・村道 1.0km、林道 7.714km
- ・総事業費 1,438,250千円
村道376,000千円(うち交付金188,000千円)
林道1,062,250千円(うち交付金558,950千円)

(5-3) その他の事業

①自治公民館組織の更なる充実

本村には公立の中央公民館が1箇所、村内全地区を網羅する自治公民館が16箇所あり、住民全てが居住地の自治公民館活動に参加し、人づくりから地域づくり、産業振興まで、あらゆる面で行政、関係機関と連携して「住みよい郷土づくり」に取り組んでいる。この活動が、山間僻地で経済条件の厳しい環境の中にある本村を支えていると言っても過言ではなく、このような事例は全国的にまれであることから「諸塚方式」とも言われ、各方面から注目されている。

自治公民館活動では、世帯数の大幅な減少と核家族化等による高齢者のみの世帯や単身者の割合が大幅に伸びていることから、活動内容の多様化、活動費の負担増、地域間格差の拡大が問題となっている。

このため、公民館・集落の統合も含めた活動内容の見直しを行うと同時に、地域外からの森林・生活環境整備支援、住民の介護支援、高齢者の交通手段の確保など、福祉分野における新たな事業の展開も検討する。

②地場産業の振興と販路拡大

- ・財団法人ウッドピア諸塚の育成・自立

過疎化の進行と林業労働力の高齢化により、森林の適正な管理ができなくなる

恐れがあることから、平成2年に国土保全森林作業隊が発足し、平成7年3月に村、森林組合、農業協同組合の三者により、財団法人「ウッドピア諸塚」が第三セクターとして設立された。現在では、森林・農作業の請負、茶工場・畜産センターの運営、特産品販売を行っているが、本村産業には欠かせない組織であり、この育成と自立に取り組み地場産業の振興を図る。

・産直住宅への取り組み

諸塚村産直住宅は、村と森林組合、ウッドピア諸塚の協力によるプロジェクトで、平成8年度に検討委員会を設置、翌9年度から供給を開始している。県内外の家主、設計士、山林所有者、建築士が立ち木の段階から現地で交流をしながら、身体に優しい村産材を使って相互納得のいく家づくりを進めている。また、世界的に認められているF S C森林認証制度の認定を得ており、これを付加価値として更なる販路拡大を図る。

③森林の恵を都市部に伝える交流事業

全村森林公園化構想を掲げ、あるがままの美しい森林自然景観の保全や再生、整備をはじめ、地域に残る伝統的な郷土景観や貴重な伝統行事の保存伝承を基本として、森林・林業と共存した美しい集落環境、美しい交流空間を創ってきた。諸塚の魅力を訪ねて来る人を増やし、そうした来訪者との交流により、人とのつながりの重要性を都市部の方へ伝えるとともに、村民に交流の喜びをもたらすことを目標に交流事業を展開している。これまでも定期的に交流事業を行ってきたが、近年は都市部、教育現場からの期待も大きく、それに対応できる体制を整備する。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地域住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。